

第一号様式の九（第三条の八）

一般廃棄物処理施設設置届出書

香広域第 131 号
平成16年 7 月 22 日

千葉県知事 堂本暁子 殿

届出者
名称 香取広域市町村圏事務組合
代表者の氏名 管理者 岩瀬 良三 ㊟

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第一項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	佐原市大字伊地山字ヤモイ田731番地他	
一般廃棄物処理施設の種類	最終処分場	
一般廃棄物の処理施設において処理する一般廃棄物の種類	焼却残渣，不燃物残渣	
着工予定年月日	平成16年 8 月 日	
使用開始予定年月日	平成18年 4 月 1 日	
※届出年月日	平成 年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	埋立面積	9,120 m ²
	埋立容量	90,100 m ³
△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	付近見取り図参照
	一般廃棄物処理施設の処理方式	埋立方式：サンドイッチ方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	貯留構造物：コンクリート貯留槽（6槽） 遮水工：アスファルト系シートによる表面遮水
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方式（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） 浸出水処理量： 17 m ³ /日 発生ガス：機械換気，ガス抜き管 浸出水：第1凝集沈殿+生物処理+第2凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+脱塩処理+消毒+再利用（緊急時は雨水調整池に放流）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他お生活環境への負担に関する数値	放流水：別紙2参照
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する項目	被覆施設，雨水調整池，門・囲障設備，管理・搬入道路，ストックヤード，塩保管庫	
※事務処理欄		

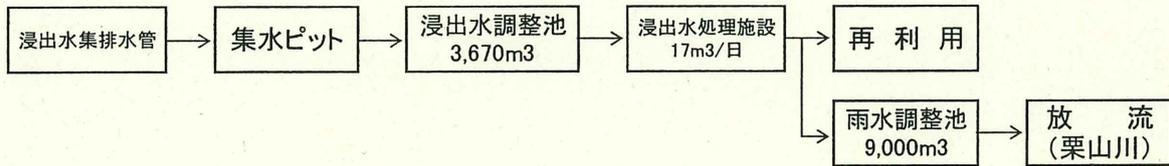
△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	放流水：別紙2参照
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	放流水：別紙2参照
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	維持管理計画書参照
△ 災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		維持管理計画書参照
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	—
	処分方法	—
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	—
	処分方法	—
△ 埋立処分の計画（最終処分場の場合）		埋立処分の計画を記載した書類参照
△ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	時間：9：00～16：00 方法：焼却残渣：北総西部衛生組合及び小見川町外二ヶ町清掃組合よりトラックにて搬入 破碎残渣：香取広域市町村圏事務組合よりトラックにて搬入 搬入経路：別紙3参照	
添付書類及び図面	1. 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 2. 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 3. 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 4. 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図 5. 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図	
備考		
1. ※欄は記入しないこと。 2. 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3. 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1)一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2)排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5. △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同時に「別紙とおおり」と記載し、別紙を添付すること。		

・別紙 1

処理方式、構造及び設備の概要	1. 処理方法 埋立工法・・・・・・サンドイッチ方式		
	2. 構造及び施設の概要		
		構造の概要	設備の概要
	擁壁等流出防止設備	R C造廃棄物貯留槽	内寸法 幅38m×長さ40m×深さ10~11m / 1槽×6槽
	遮水設備	表面遮水工	底部 アスファルトシート(t=3mm, 二重) 壁部 アスファルトシート(t=3mm, 一重) 面積 31,112m ²
	雨水等集排水設備	U型側溝 集水桝 排水管 人孔	U-240×240~U-700×1300 1,007m 33ヶ所 HP φ500~φ900 526m VU φ250~φ400 162m VP φ300 82m PP φ300 7m 1号~4号 25基
	地下水等集排水設備	排水管 人孔	φ100~φ300 876m 1号 2基
	保有水等集排水設備	排水管	PP φ200 720m
	発生ガス対策設備	排水管による立上げ	PP φ200 24ヶ所
	浸出水処理施設	浸出水処理量 浸出水調整池	17m ³ /日 3,670m ³
その他の施設	被覆施設, モニタリング設備, 雨水調整池(9,000m ³), 門・囲障設備, 管理搬入道路, 塩保管庫, ストックヤード		
※PP: ダブルポリエチレン管			
排ガスの処理方式	浸出水集排水管と兼用するものであり、発生ガスは堅型ガス抜き設備を通じ、被覆施設に設置した機械換気設備により、大気放散させる。		
排水の処理方法	別紙フローシート参照		
水質の測定・記録 ・頻度	別紙2参照		

放流水の水質	別紙2 参照
放流水の水量	17m ³ /日
放流水の放流方法及び放流先の概要	

埋立地内より浸出水集排水管を経て集水された浸出水（汚水）は、埋立地下流の集水ピットに流下し、浸出水調整池を経て浸出水処理施設へ送水して処理を行う。
 処理後は、ごみ焼却施設（伊地山クリーンセンター）のプラント水として再利用する。ただし緊急の場合は、雨水調整池を経て放流（最終放流河川：栗山川）する。



・別紙2

①地下水等検査項目

項 目	基 準 値	上乗せ基準 (千葉県条例第二種水域)	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと	—	1回/年
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	—	〃
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	—	〃
鉛	0.01mg/ℓ以下	—	〃
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	—	〃
砒素	0.01mg/ℓ以下	—	〃
全シアン	検出されないこと	—	〃
PCB	検出されないこと	—	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	—	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	—	〃
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	—	〃
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	—	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	—	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	—	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	—	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	—	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	—	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	—	〃
チウラム	0.006mg/ℓ以下	—	〃
シマジン	0.003mg/ℓ以下	—	〃
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	—	〃
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	—	〃
セレン	0.01mg/ℓ以下	—	〃
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下	—	〃

②その他の地下水検査項目

項 目	基 準 値	上乗せ基準 (千葉県条例第二種水域)	測定頻度
塩化物イオン	*	—	1回/月
電気伝導率	*	—	1回/月

排水基準

①排水基準

項目	基準値 (一律排水基準)	上乗せ基準 (千葉県条例第二種水域)	測定頻度
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	1回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	—	〃
カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	—	〃
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	—	〃
有機燐化合物	1mg/ℓ以下	—	〃
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下	—	〃
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	—	〃
シアン化合物	1mg/ℓ以下	—	〃
PCB	0.003mg/ℓ以下	—	〃
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	—	〃
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	—	〃
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	—	〃
四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	—	〃
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	—	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ以下	—	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	—	〃
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	—	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	—	〃
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/ℓ以下	—	〃
チウラム	0.06mg/ℓ以下	—	〃
シマジン	0.03mg/ℓ以下	—	〃
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	—	〃
ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	—	〃
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	—	〃
ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下	—	〃
ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下	—	〃
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4以下 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下	—	〃
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	—	1回/月
BOD	60mg/ℓ以下	20mg/ℓ以下 ※	〃
COD	90mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下 ※	〃
SS	60mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下 ※	〃

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/ℓ以下	—	1回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ以下	—	"
フェノール類含有量	5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	"
銅含有量	3mg/ℓ以下	—	"
亜鉛含有量	5mg/ℓ以下	—	"
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	"
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	"
クロム含有量	2mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	"
大腸菌群数	日間平均 3000個以下	—	"
窒素含有量	120mg/ℓ(60mg/ℓ) 以下	—	1回/月
燐含有量	16mg/ℓ(8mg/ℓ) 以下	—	1回/年
ダイキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	—	"

備考 1. () 内の数値は、日間平均を示す。

2. ※印の数値は、性能指針による値。

②その他

項目	基準値	性能指針による値 (目標値)	測定頻度
カルシウムイオン濃度	—	100mg/ℓ以下	1回/年
塩化物イオン濃度	—	500mg/ℓ以下	"

搬入経路図

